

## 茨城県准看護師試験受験資格認定に関する要領

### 第1 目 的

この要領は、茨城県における保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第22条第4号の規定に基づく同法施行規則第32条に定める准看護師試験の受験資格に関する基準の適用にあたって、具体的要件等を定めるものである。

### 第2 審査対象者

茨城県准看護師試験の受験資格を得ようとする者で、外国の法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所（以下「外国看護師学校養成所」という。）を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許（以下「外国看護師免許」という。）を受けた者のうち、法第21条第5号に該当しない者。

### 第3 審査方法

審査対象者からの申請書類により、茨城県が第4に掲げる認定基準に基づき受験資格の審査を行う。なお、審査にあたっては、必要に応じて茨城県准看護師試験委員会に諮問することとする。

### 第4 認定基準

以下の1～7までの要件を満たした者に対し、茨城県准看護師試験の受験資格を認定する。

#### 1 外国看護師学校養成所の修業年限

##### (1) 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年数9年以上）、又は同等と認められる者

##### (2) 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

##### (3) 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

#### 2 教育科目の履修時間

履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目、専門科目の内容及び時間数を概ね満たすこと。

#### 3 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

#### 4 当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所と同等以上と認められること。

- 5 外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許を取得していること。
- 6 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。
- 7 日本語能力  
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。

## 第5 申請書類

以下の書類等を茨城県保健福祉部医療局医療人材課に提出すること。

毎年4月1日から8月31日まで申請を受け付ける。

(8月31日が土日当たる場合は、直前の平日を締め切りとする。)

- 1 茨城県准看護師試験受験資格認定願 (様式第1号)
- 2 茨城県准看護師試験受験資格認定申請理由書 (様式第2号)
- 3 履歴書 (様式第3号)  
学歴については、日本の小学校に相当する学校から外国看護師学校養成所卒業まで、入学及び卒業年月を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記入すること。
- 4 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し (出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成21年法律第76号) の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)、又は戸籍抄本又は戸籍謄本 (日本国籍を有する者に限る)。  
申請前6か月以内に発行されたものに限る。  
※ 申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出すること。
- 5 医師の診断書 (第4号様式)  
日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。
- 6 写真1枚 (様式第5号)  
申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。写真裏面に氏名を記入し、様式第5号に貼付すること。
- 7 外国で取得した外国看護師免許証の写し
- 8 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- 9 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- 10 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- 11 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容及び時間数を明らかにした書類  
当該施設長の証明のあるものに限る。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。

- 12 保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容との対照表（様式第6号）教育内容は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習を区別する。）の別がわかるように記載されていること。対照表の履修科目名は、日本語訳で記載すること。
- 13 卒業した外国看護師学校養成所の施設調書（様式第7号英語版、第8号様式日本語版）卒業当時のものとし、時点は卒業時の日付を記載する。
- 14 外国で外国看護師免許を受けた者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- 15 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可等されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）
- 16 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書及び成績書の写し

※ 作成上の注意事項

- 1 提出部数は1部とする。
- 2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
- 3 第5の7から15については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 第5の7から10及び16の書類については、それぞれ原本を提出すること。（原本は照合後に返還する。）

※申請時の注意事項

- 1 認定申請は必ず申請者本人が持参して行うこと。郵送、代理による申請は受理しない。申請者が本人である旨の確認を行うため、写真が付してある官公庁が発行する身分証明書を携帯すること。
2. 申請には日時について電話で予約を取ってから茨城県庁に来庁すること。
3. 書類に不備があった場合は申請を受理できず、再度来庁が必要となるので注意すること。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は申請締切日であるため注意すること。
4. 申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する場合は、日本国内の連絡先及び書類の送付先を明らかにすること。

付 則

- 1 この要領は平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は平成31年4月1日から施行する。